

## [020\_1983]第二十回中央図書館貴重文物展観目録： 筑前国粕屋郡箱崎浦山崎家文書

九州大学附属図書館中央図書館

柴多，一雄  
九州大学文学部：助手

<https://doi.org/10.15017/1485014>

---

出版情報：大学広報. 501, pp.1-6, 1984-04-12. The Committee of Public Relations Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

# 大学広報

№. 501

昭和59年4月12日発行

(編集)

九州大学広報委員会

## 第二十回中央図書館貴重文物展観目録

(中央図書館)

### 筑前の浦方文書

—— 筑前国粕屋郡箱崎浦山崎家文書 ——

は じ め に

展観に際し教職員や学生諸君が多数来館されるよう希望します。

なお、今回の展示資料の選定、解説、指導、配列等については文学部柴多一雄助手に多大の御尽力を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

記

展示場所 : 中央図書館メインロビー

展示期間 : 昭和59年4月16日(月)から

昭和59年5月19日(土)まで

## 展 観 資 料 の 解 説

江戸時代、海岸部に位置する海辺の村は、一般の農村が主に稲作を中心とする農業を営み、年貢・夫役を負担していたのに対して、漁業や回船業を営み、公役として水夫役を勤めるなど、特異な位置を占めていた。また、その支配の在り方も、一般の農村が郡奉行—大庄屋—庄屋という形をとっていたのに対して、浦奉行—浦大庄屋—浦庄屋という形をとっており、そこに残された文書も、一般の農村とは違った特色のあるものが数多くみられる。今回の展示では、こうした浦方の文書の中から、筑前国粕屋郡箱崎浦の浦庄屋山崎家の文書を取りあげ、その中から浦方文書として特色のあるものを選んで構成した。

山崎家文書は、現在九州文化史研究施設と福岡市立歴史資料館に分かれて所蔵されており、九州文化研究施設所蔵のものは、昭和三十年（1955）に譲り受けたもので、総数約200点の文書からなっている。

## 1. 箱崎浦百姓居屋敷券帳

大書冊一冊（40.3 × 27.8 cm）。明和八年（1771）に作成された箱崎浦の屋敷登録台帳。箱崎浦の浦庄屋が書上げて浦奉行に提出し、浦奉行が承認の奥書を加えて箱崎浦に下付したものの。屋敷一軒ごとに、屋敷の持主、向き、表口、裏口、両横の長さが記されている。屋敷の持主等に移動があれば、貼紙によって訂正が行われたが、貼紙には慶応元年（1865）の日付のあるものもあり、幕末期まで実際に使用されていたことがわかる。明和八年当時の箱崎浦の屋敷数は62軒、その内訳は、網屋町東（南向）16軒、同西（東向）14軒、横町（西向）12軒、同（東向）20軒となっていた。表口は2間から13間余までさまざまであったが、3間から5間くらいのが最も多かった。奥行も9間から22間と幅があったが、網屋町の方が16間から22間と奥行があり、横町は9間から14間くらいの屋敷が多かった。

## 2. 運上銀掛ケ方法

書冊一冊（24.6 × 18.1 cm）。福岡藩の浦方を經由して移出・移入される商品に対する運上銀の賦課方法を記したものの。福岡藩では、元文五年（1740）に運上銀賦課方法の大規模な改正が行われ、浦方を出入りする商品については浦方独自の賦課方法が行われていたが、天保十一年（1840）からは福岡・博多両市中を經由する商品と同じ賦課方法が適用されるようになった。本書はこのとき浦方に達せられたもので、たとえば魚油は4斗入1挺につき銭4匁5分、干鰯は1俵につき銭18文というふうに、商品ごとに運上銀の賦課基準額が記されている。本書に掲

げられた商品は、魚油・干鰯のほか、相物・砂糖・繰綿・辛子・油粕・茶・煙草・布木綿・呉座七嶋・半切半紙・呉服帷子晒布類・荒物小間物・樫炭・鶏卵・鱈・燈心等があり、米大豆・瀬戸物・石炭・酒等は、この後も浦方独自に賦課が行われていた。

### 3. 御改正達書

書冊一冊(24.7 × 18.0 cm)。安政三年(1856)船手頭松本主殿・浦奉行安永延左衛門・同高屋善太夫より出された水夫の使い方改正についての達書。福岡藩は寛永十八年(1641)以来、佐賀藩と一年交代で長崎の警備にあっていたが、嘉永六年(1853)のペリー来航以降、長崎への異国船の来航が頻繁となり、福岡藩はその度に警備の家臣を長崎に派遣しなければならなかった。このため、家臣を長崎へ運ぶ船で使役する水夫の徴発も激しくなり、福岡藩の浦方を著しく困窮させることになった。この達書は、こうした状況に対処するため、船方を支配する船手頭と、浦方を支配する浦奉行を双方兼職とし、その対応策を講じさせたもので、水夫の出方日数を短縮するなどの措置が講じられている。

### 4. 辰年水夫賃銭控

長帳一冊(34.8 × 12.2 cm)。安政三年(1856)の水夫賃銭支払いに関する帳簿。水夫役を勤めたもの一人ひとりについて、出役の内容、日数、および賃銭の合計とその差引内容を記す。水夫は一日につき一人銭5匁ずつ支給された。出役の内容は、人数が多いものでは、長崎四番番衆送りとして長崎へ、正月六日から二月朔日まで26日間11人、御支配勘定御普請役御迎えとして大阪へ、正月二十九日から四月七日まで67日間9人があり、このほか藩主黒田長濤の参勤の先荷物送りとして大阪へ、七月二十日から九月九日まで49日間、長崎奉行帰府下関御渡海として若松へ、十月十五日から十一月三日まで19日間等があった。

### 5. 辰年中夫銀并口々浦切立根帳

長帳一冊(34.9 × 12.2 cm)。慶応四年(1868)の箱崎浦の夫銀・浦切立の取立帳。福岡藩では、相次ぐ水夫徴発による浦方の困窮に対処するため、安政五年(1858)には浦方からの水夫徴発を止めて、船方の加子を増し、その扶持米等一切を、浦方から夫銀を徴収することによって賄うこととした。本書は、このようにして徴収されることになった夫銀と、大庄屋役料をはじめとする浦方行政費である浦切立を取り立てるために作成された帳簿で、浦人一人ひとりについて、勤歩、夫銭・浦切立額、およびその上納内容について記している。この年の上納額は、夫銭・浦切立あわせて一人役が銭37貫50文であり、勤歩は2歩から1人5厘までさまざま

あったが、3歩前後の者が最も多かった。箱崎浦全体では、103人が49人1歩5厘の勤歩を負担し、銀預りにして2,913貫612文を上納している。

#### 6. 大嶋漂着朝鮮船御調子中諸控帳

長帳一冊(31.9×12.2 cm)。嘉永七年(1854)大島へ漂着した朝鮮船取調べに際して出された出勤心得等の控。このとき、朝鮮船は大島から津屋崎浦に回漕され、津屋崎浦において取調べが行われた。大目付岸田瀬左衛門以下、中船頭、御弓頭、御足軽頭、御傍筒、大島定番、地島定番、藍島定番等、総勢40余人が取調べのため派遣され、その心得として、火の用心をはじめ、華美の振舞の禁止等が達せられた。末尾には、津屋崎浦から出された、取調べ中の入用諸品調達のための浦溜銭拝借願が付されている。箱崎浦に直接関係するものではないが、同じ浦方に係わる問題として、参考のために写されたものと思われる。

#### 7 漁具備仕組講帳写

書冊一冊(24.6×15.2 cm)。安政二年(1855)福岡藩の浦方で仕立てられた講の規定書。福岡藩では、漁船・漁具等の作製・修復の際には、浦役所に備えられた浦溜銭の貸付けが行われてきたが、幕末期には浦方の窮乏が深刻化して浦溜銭が減少し、漁船・漁具の作製・修復のための拝借が禁止された。この講は、こうした状況を打開するため、浦大庄屋中が発案し、浦奉行の承認を得て仕立てられたものである。その方法は、3触に分かれていた浦の1触ごとに、口数600口、1口2朱の掛金で、1座の寄金75両に対し、本罾15両1人、3両1人、1両2人、2歩10人、1歩30人、引合罾2朱50人、花罾300文170人の合計46両1歩を支払い、残金から割戻し備・諸雑用を引いた14両を漁具備として積立て、12ヶ月で168両、3触で504両の備金をつくらうというものであった。

#### 8 箱崎浦堅網持中乍恐御願申上ル口上之覚

一通(16.1×129.2 cm)。箱崎浦の堅網持中より福岡藩の浦役所に提出された願書の下書。幕末期のものと推定されるが、正確な作成年代は不明。二月二十六日夕、三月十日夕、同十三日夕の三日間にわたって、箱崎浦の堅網持中の堅網120反余が盗まれ、堅網持中が諸所を捜したところ、同十六日、姪浜浦の勘助という者のところで30反を発見した。しかし残りの90反程はみつからず、網がなければ漁ができず生活に差支えるので、浦役所の手で同浦を調査してほしいというもの。箱崎浦庄屋の奥書があり、末尾には箱崎浦漁人惣代として10人の名前が記されている。

### 9. 箱崎浦権次乍恐奉願上候口上之覚

一通(24.4 × 65.7 cm)。安政五年(1858)十月、箱崎浦の権次より両粕屋・宗像の山方役所に提出された船材木の拝領願。権次が所持していた漁船が破損したため、新造船の材木として若杉・篠栗両山の内の悪木杉二本を拝領したいというもの。末尾に箱崎浦庄屋宗作の奥書・奥印が記されている。山方役所は藩の山林を管理する役所で、山奉行の支配を受けた。箱崎浦が表粕屋郡(当時、福岡藩は粕屋郡を表、裏の両粕屋郡に分けていた)に属していたので、この拝領願も両粕屋・宗像の山方役所に宛てて出されている。

### 10. 諸運上税金根帳

書冊一冊(24.5 × 16.7 cm)。明治六年(1873)の箱崎浦の商工税を書上げたもの。商工業に従事する者一人ひとりについて、営業種目と税金額を記す。明治四年(1871)に福岡藩は廃止され、福岡県が成立したが、成立当初は旧藩時代の諸制度がほとんどそのまま踏襲されていた。商工業者に賦課された運上銀もその一つで、税額が円で示されている以外は、旧藩時代と全く同じ賦課方法が用いられていた。本書に登録された、当時の箱崎浦の商工業従事者は、一人でいくつもの種目を営むものもあったが、揚酒2、諸品店6、雑穀店3、蛎灰焼3、竹木小売1、小売酒1、質屋2、豆腐屋3、髪結2、風呂屋1、諸品問屋1、魚店1、魚問屋1、野菜屋1、諸品触売30、魚触売52、田肥中買1、絞油1、灰炭竈1、大工2となっており、このほか明治六年に営業の許可を受けたものが、雑穀店等13あった。また船は、40石積の小船1、漁船78、小漁船9が登録されている。

### 11. 漁事商売願税金明細帳

書冊一冊(24.5 × 16.7 cm)。明治七年(1874)の箱崎浦の漁業税を書上げたもの。福岡県では、明治七年に従来の漁業規則を廃止し、各人出願の上、免許を受けて漁業に従事させ、免許年税を納めさせることになった。本書はこの時作成されたもので、漁業に従事する者一人ひとりについて、網の種類と税額を記している。網の種類は、堅網と底網が中心で、本書に登録された116人のうち、66人が堅網と底網を兼ねており、このほか底網だけの者が26人、堅網だけの者が1人あった。これに対して長網は、堅網・底網を兼ねる者を含めても9人しかなく、地曳網は14人で、これはすべて専業であった。税額は、一人あたり堅網・底網・長網が30銭、地曳網が60銭で、箱崎浦全体では60円30銭の税金を納めていた。

## 12. 漁事之儀ニ付願

書冊一冊(24.7 × 16.3 cm)。明治十四年(1881)二月、箱崎浦漁人惣代藤野八右衛門外二名より、粕屋郡・宗像郡郡長権藤貫一に宛てて提出された願書。箱崎浦漁場海面内における、福岡須崎町外二ヶ町の長縄漁の禁止を求めたもの。須崎町の漁人は、旧藩中は船手組に属し、職務の際に釣漁を営むことが許されていたが、廃藩によって漁業を専業とし、長縄漁も行うようになった。これに対し箱崎浦は、前年の明治十三年に、長縄は網代の妨げとなるので、須崎町外二町の長縄漁を禁止するように福岡県に求めたが、県は須崎町外二町には従来より釣漁の慣行ありとして、これを却下した。本書は、それに対する反証をあげて、粕屋郡・宗像郡郡長に長縄漁の禁止を訴えたものであるが、この願も、「長縄ト釣漁トハ税則ニ指異アリト雖モ、其生質ニ於テハ釣漁ノ部分ニ有之旨、其節取調回答有之候ニ付、願意難採用候事」と却下されている。

## 13. 水産ノ儀ニ付願

書冊一冊(26.4 × 18.9 cm)。明治十六年(1883)六月、粕屋郡箱崎村漁人惣代藤野八右衛門外二名より、福岡県令岸良俊介に宛てて提出された願書。箱崎浦分漁場海面の内、箱崎宮鳥居から多々良川河口までの海岸約600間、沖行約150間を、県勸業課の魫魚児生育試験漁場に指定するように求めたもの。この願は県によって承認され、末尾には、博多津漁人惣代石橋長右衛門外二名の、試験漁場を設置するについての承諾書が付されている。願書には、「四隅ニ他人ノ漫入ヲ禁ツルノ標柱ヲ御建設成被下」とあり、末尾に博多津漁人惣代の承諾書が付されているところから、この試験漁場の設置は、須崎町外二町の長縄漁禁止の願が却下されたことに対する、新たな対応策として考え出されたものと推測される。

## 14. 海面埋立願

書冊一冊(28.2 × 19.5 cm)。明治四十三年(1910)八月、粕屋郡山田村国崎重多外一名より、福岡県知事寺原長輝に宛てて提出された海面埋立願。粕屋郡箱崎町大字箱崎字鯨須広地先の海面3町9反余を埋め立て、宅地としたいというもの。明治四十年(1907)工科大学が箱崎町に設置されることが決定され、明治四十四年(1911)一月一日には九州帝国大学工科大学が開設されたが、この海面埋立願は、こうした九州帝国大学を中心とする箱崎町の発展を見通して提出されたものである。本書には海面埋立実測平面図、海面埋立求積図、海面埋立地縦断面図、明治三十七年水路部刊行福岡湾図が付されているが、このうち海面埋立実測平面図は、工科大学敷地、山林、宅地、耕地等が彩色で描かれており、当時の九州大学周辺の状況を非常によく示している。